

令和元年度第2回宇部市公共交通協議会
(移動等円滑化促進方針関係) 会議録

日 時：令和2年1月28日(火) 10:00~11:10

場 所：宇部市総合福祉会館4階 大ホール

出席者：16名(欠席者9名)

榑原会長、木下副会長、大谷委員、中村委員(代理出席)、秋本委員、
藤岡委員、徳光委員(代理出席)、吉原委員、宮田委員、錦谷委員、松田委員、
齋藤委員、佐藤委員、安平委員(代理出席)、小森委員(代理出席)、中野委員

事務局：4名

障害福祉課：藤原課長、石津主幹、井上副課長、上田係長

内 容：1 議事

- (1) 宇部市バリアフリー化マスタープラン(案)について
- (2) その他

1 議事

(1) 宇部市バリアフリー化マスタープラン(案)について

会 長	<p>本日は、昨年11月に実施された、パブリックコメントについての報告と、マスタープランの最終的な取りまとめになると思う。お気づきの点等があれば、遠慮なく意見をいただきたい。</p> <p>次第の(1)宇部市バリアフリー化マスタープラン(案)について、まず、パブリックコメントの実施報告につきまして事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>パブリックコメントの実施結果について報告したい。パブリックコメントについては令和元年11月20日から12月6日まで実施をした。その結果8人から意見があり、件数は24件であった。意見に対する対応は資料として付けているが、内容としては、字句の修正や表現の変更等が多くあった。大きな修正点は3点ある。パブリックコメントの4番、マスタープラン(案)15ページで、平成22年国勢調査の結果である利用交通手段別通勤通学者数の表は、9年前のものであり新しい数値を載せてはどうかという意見があった。この調査は前回平成27年の国勢調査では調査項目に入っておらず、それに代わるデータも見つからなかったため、削除した。次に、パブリックコメント21番の移動等円滑化の促進地区における情報の収集だが、こちらは項目として挙げていなかったが、記載したほうがよいという意見があり、このたび追加項目として挙げた。マスタープランの案では43ページに記載がある。公共交通機関等及び道路管理者にバリアフリー設備の有無や設置個所等について情報提供していただくというものである。公共交通事業者等と道路管理者には情報提供の義務</p>

が発生することになる。また、路外駐車場管理者や公園管理者、建築主等は情報提供が努力義務となる。提供していただく事項としては、エレベーターや身体障害者用トイレ、駐車場に身体障害者用スペースがあるかなど、設置箇所も含めて情報提供していただくようになる。そのほかにも高齢者や障害者が施設を利用するために必要となる情報があれば提供していただきたい。市では、提供していただいた内容について整理し、HP等で公開を予定している。また、45 ページだが、現在、国土交通省と内容について調整中のため内容が変わることがあることをご了承いただきたい。次に、22 番の届出の対象となる道路や届出の範囲を図示した方が分かりやすいのではないかという意見があった。これについては、対象となる道路や届出の範囲を図示したものを差し込んだ。以上、パブコメに関する主な修正は以上となる。

会 長 ただいまの説明について何かご質問があるか。

委 員 JR と隣接している箇所は、ほとんど宇部市と共同で工事するようになると思う。その場合も届出が必要になるのか。

事務局 市の道路整備課から連絡が入ると思うが、確認の意味で届出をしていただきたい。

委 員 了解した。その際の具体的な運用はこれから整理していくのか。

事務局 そのようになる。

会 長 情報提供の中で公共交通事業者等及び道路管理者は情報提供が義務付けられ、路外駐車場管理者と公園管理者等及び建築主等は努力義務となっているが、移動等円滑化促進地区内はかなり広範囲であり、どの程度まで情報提供を求めるのか。

事務局 各移動円滑化促進地区の生活関連施設に情報を提供していただきたいと考えている。

会 長 情報提供していただく内容は、エレベーターや車いす対応トイレの有無等を市に情報提供するのか。

事務局 具体的には2階以上の建物であればエレベーターの設置、また、車いす対応のトイレの有無、障害者用の駐車場の設置等を考えている。

委員	情報収集の提出期限等が、当該年度の末日までに報告となっているが、当該年度とはどのように判断したらいいのか。
事務局	その年度の3月末までにご報告いただきたい。
委員	令和元年度の3月31日までに報告しないといけないのか。
事務局	情報提供については、令和2年度に各施設管理者に現在のバリアフリー施設の状況についてご報告いただき、それ以降は、新規に設置したものや変更、削除した場合にご連絡いただきたいと考えている。
委員	再確認だが、令和元年度末までに、各施設管理者にバリアフリー施設の状況を報告しなくてもいいと理解してよいか。
事務局	令和元年度には、報告を求める予定はない。
会長	マスタープラン(案)の修正について事務局からご説明をお願いします。
事務局	その他の修正について説明をさせていただきたい。パブリックコメント後に、若干修正したため、その説明をさせていただきたい。はじめに、29ページの市役所周辺地区の区域図だが、官公庁・金融機関等の6番西本町郵便局だが11月に閉鎖されたため地図から削除した。次に、同じく市役所周辺地区で保健・医療・福祉施設9番に尾中病院を新たに記載した。現在は、まだ開業していないが、2月中に開業予定のため追記した。次に31ページ宇部駅周辺地区の区域図だが、宇部駅のロータリーを囲む道路が生活関連経路として一部設定されていなかったため、経路の修正を行った。なお、参考資料として、バリアフリー化マスタープランの策定経緯、宇部市公共交通協議会設置要綱及び委員、宇部市バリアフリー化推進協議会の設置要項、6月の実施したまち歩き点検及びワークショップの実施について、バリアフリー化のマスタープラン(案)のパブリックコメントの実施経過を掲載したい。
会長	本日、協議していただき修正されたマスタープランを協議会として了承するという事でよろしいか。
出席委員	異議なし

(2) その他

会 長

その他、報告はあるか。

委 員

中国運輸局交通政策部消費者行政・情報課長から、コメントを預かってきたので紹介したい。

<コメント>

本日は、マスタープラン（案）の最終的な協議と伺っていますが、残念ながら参加が叶わないので、本日の協議会に際し甚だ恐縮ですが、コメントを寄せる形で一言ご挨拶をさせて頂ければと思います。

平成30年5月、バリアフリー法が改正（施行：平成30年11月1日）され、市町村がバリアフリー方針を定めることが出来るマスタープラン制度が新たに創設されました。

この「マスタープラン制度」は、協議会等における意見調整を経て、市町村が方針の作成や重点的に取り組む対象地区等を設定することが出来るなど、これまで以上にバリアフリー化の推進を総合的に図って頂くことが可能な制度となっています。

宇部市におかれましては、法改正直後から全国でもトップグループで、「マスタープラン」の作成に取り組んで頂いていることに対しまして、改めまして敬意を表するところです。

本日の宇部市公共交通協議会（移動等円滑化促進方針関係）では、パブリックコメントの実施報告を踏まえた「宇部市バリアフリー化マスタープラン（案）」の最終協議がなされると伺っています。

本日の協議会において、「宇部市バリアフリー化マスタープラン」について、関係者の皆様の合意形成がなされ、今後の宇部市の移動等円滑化が益々推進されていきますことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

令和2年1月28日

中国運輸局交通政策部 消費者行政・情報課長 梅田 修一

会 長

3回の協議会を経て、このマスタープランが作られた。実際には協議会だけではなくワークショップにも多くの委員に参加いただきお礼を申し上げたい。マスタープランとはある方向性を定めるものであると同時に、具体的な政策にリンクさせていく必要があると思う。マスタープランの中に、情報収集の項目があるが、施設管理者や道路管理者が持っている情報をバリアフリーの観点で集め、情報を共有することも一つの趣旨であると思う。今後、情報提供や届出制度についてどのように運用していくのか疑問が出てくると思う。情報提供も義務と努力義務があるが、バリアフリー化の情報は実際重要なものと感じている。多くのバリアフリー情報が提供されるよう検討していただきたい。また、ハード的な部分とソフト的な部分の両方で積極的に政策を進めていただきたい。

